

# 議会議案第1号

## 子供たちの学びの更なる充実を求める意見書

コロナ禍やポストコロナ期において、GIGAスクール構想によるデジタル化への対応や少人数学級の推進は、子供たちの学びを確実に保障し、学びの機会や質を多様で充実したものにしていくために、欠かすことはできない。

小学校の学級編制の標準は令和3年度から5年間で段階的に引き下げられることとなったが、中学校については、本年6月に閣議決定された骨太方針2021において、小学校における教育効果を検証した上で、教育環境や指導体制の在り方について検討するとされた。少人数学級の実現によって教職員の心身にゆとりが生まれることは、教職員の更なる質の向上やきめ細かな指導が期待でき、子供たちの学びの機会や質の充実につながるため、学級編制の標準引下げの早期実現と、新たな教職員定数改善計画の策定・実施が求められている。

また、学校が社会の変化に適切に対応しながら、教職員の働き方改革を進めるには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、情報通信技術支援員、教員業務支援員や部活動指導員など、学校の実情に応じた様々なスタッフ職を配置・増員し、「チーム学校」による協働的・組織的な取組の推進が求められており、そのためには、更なる教育予算の拡充が必要である。

よって、国におかれては、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行い、子供たちの学びの機会や質の更なる充実を図るよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月17日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
文部科学大臣		
内閣官房長官		

石川県議会

更なる国土強靱化に向けて予算の拡充を求める意見書

本年8月、西日本を中心とする各地域において、記録的な豪雨により多くの死傷者が確認されたほか、多数の家屋も甚大な被害を受けるなど、深刻な事態となった。

この背景としては、気象庁も発表しているように、線状降水帯による猛烈な雨の発生頻度が明らかに増えていることがあり、長期的にこの傾向が続いていることからすれば、今後ますます大雨による洪水等の災害が増大することが予想される。

言うまでもなく、政治の最も重要な役割は、国民の生命と財産を守ることであり、その責任を全うするためには、激甚化・頻発化する風水害の防止対策を早期に進めることが何よりも重要であり、また、自治体が風水害防止対策を速やかに進める上においては、国による予算の裏付けが必要かつ最も重要である。

よって、国におかれては、下記の措置を講じられるよう、強く要望する。

記

1 今後の国の予算編成において、風水害防止対策に係る予算を積極的に増額すること。特に、国土強靱化年次計画2021にある「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が今年度より始まっているところであり、来年度は今年度を上回る予算を確保すること。

2 今後の国土強靱化基本計画及び国土強靱化年次計画において、特に風水害防止対策に係る項目を重点的に取り上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月17日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
国土交通大臣  
内閣府特命担当大臣(防災)  
内閣官房長官

あて

## 議会議案第3号

### 中国政府による人権侵害問題の解決に向け、日本政府に必要な措置を講ずることを求める意見書

中国政府による新疆ウイグルやチベット、内モンゴルの各自治区及び香港における人権弾圧について、国際社会は強く非難している。

アメリカは、トランプ政権時に、中国政府が新疆ウイグル自治区で行っている行為をジェノサイド（民族大量虐殺）と認定し、バイデン政権に移行後もこの見解を引き継ぎ、中国政府の人権弾圧を非難している。本年7月、アメリカ国務省は、大量虐殺や残虐行為の防止に関する年次議会報告書を発表し、中国政府が新疆ウイグル自治区においてウイグル族などの少数民族に対して投獄や拷問、強制不妊手術などの人権侵害行為やジェノサイドを続けていると指摘している。

アメリカや欧州連合、イギリス、カナダの各国では、新疆ウイグル自治区で少数民族の人権を侵害しているとして、中国当局者らへの制裁を発動しているほか、国連においても、これまでに人権理事会で中国政府に対してウイグル人やチベット人、内モンゴル人などの少数民族の権利を守ることを求める勧告を採択しているが、中国政府は態度を改めていない。

このような中、日本政府は、「人権状況について懸念をもって注視している」との発言にとどまっており、G7で唯一、対中制裁を行っていない。

人権は全ての人々が生まれながらに持つ、人間が人間らしく生きる権利であり、人権の侵害はどここの国や地域であっても決して許されるものではない。

よって、国におかれては、中国政府による新疆ウイグル、チベット、内モンゴルの各自治区及び香港における人権弾圧に対して強く抗議するとともに、国際社会と連携して実態調査と人権侵害の改善に取り組むよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月17日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
外務大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

## 議会議案第4号

### 旧姓の通称使用の更なる拡充を図り、改姓による不便や不利益の 早急な解消を求める意見書

近年、夫婦が別の姓を名乗ることもできる選択的夫婦別姓制度を盛り込んだ民法改正の議論がある。夫婦別姓は、子供が生まれれば必然的に親子の間で姓が異なる親子別姓をもたらす、ひいては兄弟別姓にもつながるが、これによって社会の基盤である家族の在り方に悪影響を及ぼすことがあってはならない。平成30年2月に内閣府が公表した「家族の法制に関する世論調査」によると、別姓は子供にとって好ましくない影響があると思うという回答は62.6%にも上っている。また、選択的夫婦別姓制度については、「導入に賛成」とする回答が42.5%、「導入に反対」とする回答が29.3%、「夫婦は必ず同姓を名乗るべきだが、婚姻前の姓を通称として使えるように法律を改めることは構わない」とする回答が24.4%となっており、様々な意見が存在している。

夫婦の姓の在り方に関しては、令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」において、「婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることをないよう、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組む」とともに、「戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮」とされた。

また、平成27年12月の最高裁判決に引き続き、本年6月の最高裁決定においても、民法の夫婦同姓規定は合憲とされ、「夫婦の氏に関する制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄である」とされた。

よって、国におかれては、第5次男女共同参画基本計画で定められたように、家族の一体感、子供への影響を十分に考慮し、夫婦・親子同姓制度を維持しつつ、旧姓の通称使用の更なる拡充を図り、婚姻によって改姓した人の社会生活上の不便さや不利益を早急に解消するため、環境整備を進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月17日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
法務大臣	
女性活躍担当大臣	
内閣官房長官	

石川県議会